## 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 この採択地区協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、那須塩原市・那須町採択地区内の市町立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この採択地区協議会は、那須塩原市・那須町採択地区協議会(以下「協議会」という。)という。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

- 第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会(以下「両市町教育委員会」という。) が、これを設ける。
  - (1) 那須塩原市教育委員会
  - (2) 那須町教育委員会

第2章 組織

(組 織)

第4条 協議会は委員11人をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 両市町教育委員会の教育長
  - (2) 両市町教育委員会がそれぞれ指名する両市町教育委員会の委員それぞれ1名
  - (3) 両市町教育委員会の教科用図書採択事務主管課長
  - (4) 両市町教育委員会がそれぞれ指名する保護者代表者それぞれ1名
  - (5) 特別支援学校の校長若しくは特別支援教育関係諸団体の会長等1名
  - (6) 両市町教育委員会の所管する小学校、中学校及び義務教育学校の校長を代表する 者それぞれ1名
- 2 委員の任期は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、 任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。

(守秘義務)

第6条 委員は、協議の内容について職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長及び副会長)

- 第7条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。
- 2 会長は両市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。
- 3 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任 の会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長の指名するところによる。

(会長の職務代理)

第8条 会長が欠けたときは、速やかに新たな会長を選任する。この場合、新たな会長が 選任されるまでの会長の職務は、副会長が代理するものとする。

(監事)

- 第9条 協議会に、監事を若干名置く。
- 2 監事は、会計の監査にあたる。

(庶 務)

第10条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会事務局教科用図書採択事務主管課 において処理する。

# 第3章 会議

(会議の招集)

- 第11条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 委員6人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれ を委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第12条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く 市町教育委員会に所属する委員1名以上が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 4 会長及び副会長は協議会の会議の議事に関する議決権を有しない。
- 5 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、教科用図書の選定については、次条に定めるところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、議事について可否同数のときは、会長及び副会長が協議の

上、会長の決するところによる。

7 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

#### (教科用図書の選定の方法)

- 第13条 教科用図書の選定は、第16条第5項の報告及び栃木県教育委員会が作成した 調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。
- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目について、それぞれ選定 すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を 得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

ただし、投票の結果、最多数の投票を得た教科用図書が3種類以上のときは2種類の教科用図書を、又は最多数の投票を得た教科用図書が1種類の場合で2番目に多い投票数を得た教科用図書が2種類以上のときは同数となった教科用図書の中から1種類の教 科用図書を、会長及び副会長が協議の上、会長がこれを決する。

4 前項の場合において、投票の結果が同数であったときは、会長及び副会長が協議の上、 会長がこれを決する。

## (選定した教科用図書の通知等)

第14条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく両市町教育 委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知 するものとする。あわせて第17条で作成する議事録も送付するものとする。

## (会議の公開)

第15条 会議は、原則として公開する。ただし、次条に規定する調査員会の報告及び選定に関する議決の場面は、選定に当たり静謐な環境を確保する観点を踏まえ、公開しない。

#### 第4章 教科用図書の調査研究

(調査員会の設置及び調査員の委嘱、役割)

- 第16条 協議会は、教科用図書の選定に必要な専門的な調査研究を行わせるため那須塩原市・那須町採択地区協議会調査員会(以下「調査員会」という。)を設置する。
- 2 調査員会には、種目ごとに調査員を置く。
- 3 調査員の人数については、選定対象教科用図書の数および分量により、協議会が年度 ごとに定めるものとする。
- 4 調査員の任期は、委嘱の日から当該委嘱に係る教科用図書採択事務が終了する日までとする。
- 5 調査員は、協議会の求めに応じ、別表に掲げる教科用図書の分類に従い、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。

## 第5章 議事録及び資料の公表

(議事録等の公表)

第17条 協議会の会議の議事録及び前条第5項の資料については、両市町教育委員会に おいて、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第6章 経費の支弁の方法

(経費)

第18条 協議会に要する費用は、両市町の協議により決定した額について、両市町が負 担する。

第7章 雑則

(その他)

第19条 本規約に定めるもののほか、疑義が生じた場合には、協議会で決する。

附 則 この規約は、 平成27年4月1日から施行する。

平成28年5月24日一部改正

平成29年5月23日一部改正

平成30年5月21日一部改正

令和 元年5月20日一部改正 令和 2年5月18日一部改正

## 2 別表 (第16条関係)

		小学校及び義務教育学校(前期課程)	中学校及び義務教育学校(後期課程)
		教科用図書	教科用図書
		国語	国語
分	類	書写	書写
		社会	社会 (地理的分野)
			(歴史的分野)
			(公民的分野)
		地図	地図
		算数	数学
		理科	理科
		生活	_
		音楽	音楽(一般)(器楽合奏)
		図画工作	美術
		保健	保健体育
		家庭	技術・家庭 (技術分野)
			(家庭分野)
		外国語	英語
		特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
		特別支援学級	特別支援学級